

令和3年6月11日

お客様各位

東京都千代田区神田鍛冶町3-3
大木製薬株式会社

株式会社ププレひまわり様に対する景品表示法に基づく措置命令について

謹啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。標記の件につきまして多大なご心配をおかけいたしておりますが、本件に関して、下記の通り当社の見解をお示し致します。

謹白

記

当社は、「常に社会への役立ちを考えること」を経営理念として、幅広いヘルスケア事業を行って参りました。その中でも、コロナ禍以前より、感染症対策に高い関心をもち、生活者の皆様が安心安全に生活できるよう、手洗いやうがい等の伝統的な対策に加えて、早くからマスクの使用の提案やその効果の啓蒙に努めて参りました。

これらの感染症対策に加えて、当社は早くから二酸化塩素による空間除菌効果に高い可能性を見出し、研究開発や商品開発に取り組んで参りました。これからも、各種の制度や法律による規制における課題を一つひとつ解決しながら、当社の経営理念である社会貢献を実現して参ります。

株式会社ププレひまわり様に対する景品表示法に基づく措置命令については、同社様が独自に作成された店頭POPの内容が同法に違反しているとの判断が示されたものと受け止めております。従いまして当社及び当社製品に対する措置命令ではないこと、並びに引き続き各種エビデンスを積み上げることにより、当社製品の機能面及び安全性を高める努力をしておりますことにご理解賜りたく存じます。お客様におかれましては、どうぞ安心してご使用頂きますようお願い申し上げます。

以上